

魚津市告示第75号

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の一部改正
について

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱（令和5年魚津市告示
第87号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条－第20条 （略） 附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 9 条の規定による交付を受けている者に係る第15条から第17条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。 別表 （略） 様式第 1 号－様式第10号 （略）	第 1 条－第20条 （略） 附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 9 条の規定による交付を受けている者に係る第15条から第17条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。 別表 （略） 様式第 1 号－様式第10号 （略）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。